

印鑑登録証明書の申請について

- ・ 印鑑登録証明書は、主に契約や相続等の手続きの際に必要なもので、登録されている印影を公に証明するものです。
- ・ 証明書を必要とする場合は、申請書と一緒に必ず「印鑑登録証」をご持参ください。実印は必要ありません。証明書は1通400円です。
- ・ 窓口にて「印鑑登録証」の提示がない場合、証明書は交付できません。紛失された場合は別に手続きが必要です。保管には十分注意してください。

1・本人申請の場合

必要とする印鑑登録者が申請書の太枠内（申請月日・登録番号・必要枚数・住所・氏名・フリガナ・生年月日・本人欄へのチェック・電話番号）を記入し、「印鑑登録証」と一緒に窓口にご持参ください。

2・代理人申請の場合

必要とする印鑑登録者が申請書の太枠内（申請月日・登録番号・必要枚数・住所・氏名・フリガナ・生年月日・代理人欄へのチェックまで）を記入して、代理人が代理人欄の住所・氏名・生年月日・電話番号を記入のうえ、押印（認印可）します。

「印鑑登録証」を代理人に預けることにより、委任したものとみなされますので委任状は不要です。申請書と「印鑑登録証」を一緒に窓口にご持参ください